

**天理市**  
**新型インフルエンザ等対策行動計画**

**平成 26 年 12 月**

## 目 次

### I 章 はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定・・・・・・1
2. 天理市行動計画の策定経緯・・・・・・1
3. 天理市行動計画の対象とする感染症・・・・・・2

### II 章 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1. 対策の目的・基本的戦略・・・・・・3
2. 対策の基本的な考え方・・・・・・4
3. 対策実施上の留意点・・・・・・6
4. 被害想定・・・・・・7
5. 社会・経済への影響・・・・・・7
6. 発生段階・・・・・・8
7. 対策推進のための役割分担・・・・・・10
8. 行動計画の主要6項目・・・・・・13
  - 1) 実施体制・・・・・・13
  - 2) 情報収集・・・・・・13
  - 3) 情報提供・共有・・・・・・13
  - 4) 予防・まん延防止・・・・・・15
  - 5) 保健・医療体制整備・・・・・・19
  - 6) 市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・22

### III 章 各段階における対策

1. 未発生期・・・・・・25
2. 海外発生期・・・・・・29
3. 県内未発生期（国内発生早期）・・・・・・33
4. 県内発生早期・・・・・・38
5. 県内感染期・・・・・・43
6. 小康期・・・・・・48

### 資料編

1. 用語解説・・・・・・50
2. 特定接種の対象となり得る業種・職務・・・・・・55

## I 章 はじめに

### 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウィルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方自治体、特措法第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成 24 年 5 月に公布され、平成 25 年 4 月に施行された。

### 2. 天理市行動計画の策定経緯

市は、特措法第 8 条の規定により、天理市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会の意見を聴いたうえで、奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）との整合を確保しつつ、市が実施する措置等を定めるため「天理市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

また、特措法第 26 条の規定に基づき、平成 25 年 4 月に天理市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、本市における対策本部の体制整備を行った。

今後、政府行動計画・県行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等にあわせて、適宜、改定を行うものとする。

### 3. 市行動計画の対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- （1）感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- （2）感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）

## Ⅱ章 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

市における新型インフルエンザ等対策は、政府及び県の行動計画に準じ、市が取り組むべき基本的方針を定める。

### 1. 対策の目的・基本的戦略

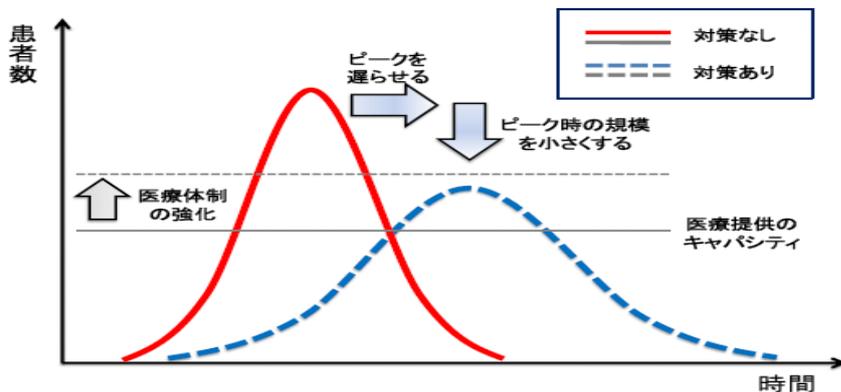
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生を阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、わが国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、次の2点を主たる目的として、国、県、市町村、関係機関が連携して対策を講じていく必要がある。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ア 初期段階において、感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### (2) 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ア 市内の感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- イ 事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務をはじめ市民生活及び経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。



＜対策の効果 概念図＞（「奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画」より抜粋）

## 2. 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していくことが必要である。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

したがって、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭におきつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な対応ができるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

市においては、科学的知見及び国・県の対策を視野に入れながら、地理的条件、交通機関や生活圏などの社会的条件、医療体制、そして市の特徴的な要因（国内外からの帰参者や学生等への対応など）を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に実施することを目指す。そのために、発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- （1）発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄やワクチン接種体制の整備、市民に対する啓発、市、医療機関、事業者等による事業継続計画等の策定など、発生に備え事前に「天理市新型インフルエンザ対策委員会」を開催し準備を行う。
- （2）国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要

不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じる。

- (3) 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- (4) 県内で感染が拡大した段階では、国・県・県内市町村・事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民の生活・経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- (5) 事態によっては、地域の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じ、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止対策と、医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを、市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混

乱を回避するためには、事業者や市民が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や食品や日用品の備蓄などの準備を行うことが必要である。日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザ対策が基本となるが、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策をより強化する必要がある。

### **3. 対策実施上の留意点**

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時には、特措法その他の法令、市行動計画や業務計画に基づき対策を実施するが、この場合において次の点に留意する。

#### **(1) 基本的人権の尊重**

市は、対策の実施にあたっては、個人情報の保護に配慮しながら、基本的人権を尊重することとする。また、市民には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として十分説明し、理解を得ることを基本とするとともに、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。

#### **(2) 危機管理としての特措法の性格**

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができる。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得るため、どの様な場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### **(3) 関係機関相互の連携協力**

市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府・県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

#### **(4) 記録の作成・保存**

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における対策実施に係る記録を作成し、保存・公表する。

#### 4. 被害想定

新型インフルエンザ等の発生による被害は、病原体側の要因や宿主側の要因や社会環境に左右され、事前に推測することは困難である。しかし、天理市においては、政府及び県行動計画に示された被害想定で用いられたデータを参考に一つの例として、次のように想定している。

- (1) 全人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は約6,700人～12,900人と推定
- (2) 入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、中等度を致命率0.53%、重度を致命率2.0%として中等度の場合では、入院患者数の上限は約280人、死亡者数上限は約90人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約1,100人、死亡者数の上限は約340人になると推計している。
- (3) 全人口の25%がり患し、流行が各地域で約8週間程度続くという仮定の下では、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数（流行発生から5週目）は約50人、重度の場合は約210人と推計

項 目		県内（平成22年度）	市内（平成26年度）
人 口		約140万人	約67,000人
り患者数（人口の25%）		約35万人	約16,700人
医療機関受診者		約14万～約27万人	約6,700人～12,900人
入院患者数	中等度	約5,800人	約280人
	重度	約22,000人	約1,100人
一日最大入院患者数	中等度	約1,100人	約50人
	重度	約4,400人	約210人
死亡者数	中等度	約1,900人	約90人
	重度	約7,000人	約340人

#### 5. 社会・経済への影響

新型インフルエンザ等による社会・経済への影響の想定の一例を示すと以下ようになる。このような想定を参考にして、事業計画を策定する必要がある。

想定の一例は、市民の25%が流行期間（約8週間）にピークをつくりながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し免疫を得て、職場に復帰する。

ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多くて5%程度と考えられるが、従業員自身がり患するほか家族の世話や看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤する事態が想定される。

## 6. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。市行動計画は、新型インフルエンザが発生する前から、未発生期、海外発生期、県内未発生期（国内発生早期）、県内発生早期、県内感染期及び小康期に至るまでを6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定める。

国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考にしながら、政府対策本部が決定する。

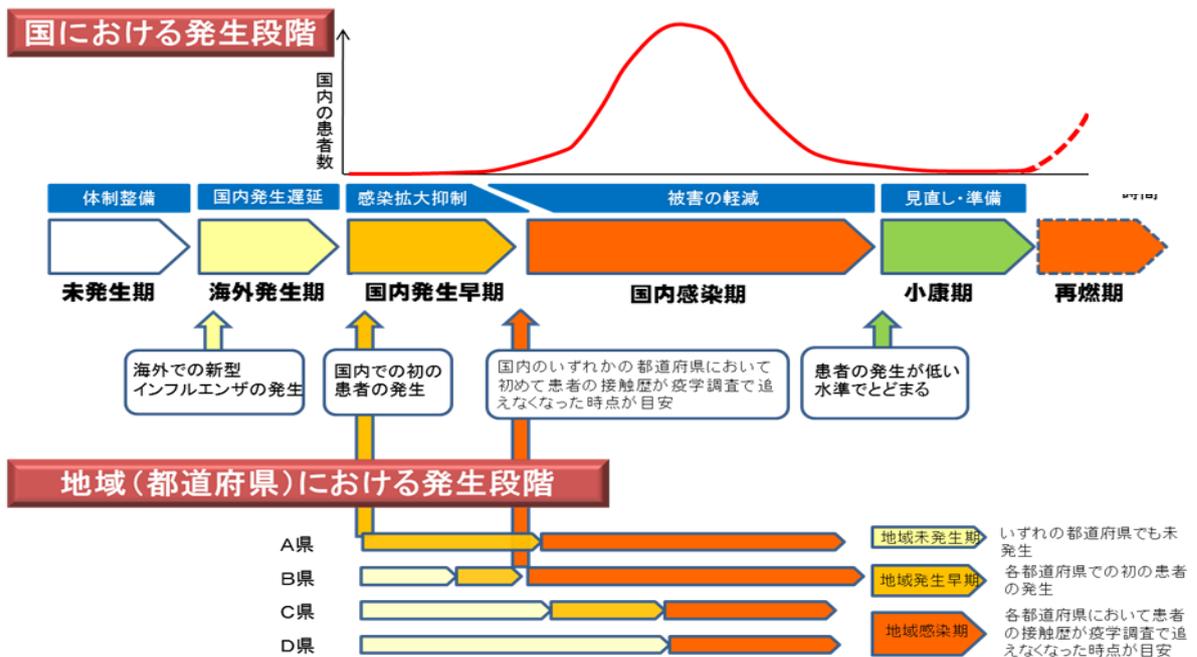
発生段階の移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断する。なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また必ずしも、段階とおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。

＜各発生段階における対策の目的＞

発生段階	対策の目的
未発生期	・発生に備えた体制整備（行動計画の策定等）を進める。
海外発生期	・国内外の状況等を注視しつつ市内発生の遅延と早期発見に努める。 ・市内発生に備えた体制の整備・再確認
県内未発生期 (国内発生早期)	・情報収集、市内発生の遅延と早期発見に努める。 ・市内発生に備えた体制整備を行う。
県内発生早期	・市内での感染拡大をできる限り抑える。
	・患者に適切な医療を提供する。
	・感染拡大に備えた体制の整備を行う
県内感染期	・医療体制を維持し、健康被害を最小限に抑える。
	・市民生活・経済への影響を最小限に抑える。
小康期	・市民生活・経済の回復を図り・流行の第二波に備える。

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞ （国の行動計画より抜粋）

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



## 7. 対策推進のための役割分担

### (1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンやその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、国際的な連携を確保し調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。（特措法第3条）新型インフルエンザ等発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

### (2) 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が定める新型インフルエンザ等への基本的な対処方針（以下「基本的対処方針」という。）に基づき、県の対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条）。新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする「奈良県新型インフルエンザ等対策本部（以下、県対策本部とする。）」を設置し、県の組織が一体となった対策を講じる。

### (3) 市

市は、県行動計画に基づき行動計画を作成し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条）。市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチン接種、生活支援、要援護者への支援等について、基本的対処方針に基づき対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村との緊密な連携を図る。また、本市の地域特性を勘案し、国内外からの帰参者や学生等へのきめ細やかな情報提供や、要援護者の支援を実施するにあたり、天理教等との連携を図る。

### (4) 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、発生前から地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等

を推進することが求められる。また発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

#### (5) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの（特措法第2条）であり、新型インフルエンザ等が発生した際には、対策を実施する責務を有する（特措法第3条）。

#### (6) 登録事業者

厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者（特措法第28条）は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等が発生時には、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない（特措法第4条第3項）。

#### (7) 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の予防および対策の協力を努め、まん延による影響を考慮し、その事業の実施に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない（特措法第4条第1項・第2項）。感染拡大防止の観点から必要に応じて、不急の事業の縮小、不特定多数の者が集まる事業の自粛等が求められる。

#### (8) 市民

市民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならない（特措法第4条第1項）。新型インフルエンザ

等に関する正しい知識を得て、冷静に判断を行うとともに必要に応じて、食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛など感染拡大防止に努めることが求められる。また、患者等の人権を損なうことのないよう配慮しなければならない。

国	・国全体としての体制整備、対策の推進
	・発生時の基本的対処方針の決定、緊急事態の宣言
	・新型インフルエンザ等及びワクチン等医薬品の調査研究の推進等
県	・県内における新型インフルエンザ等対策(医療体制の確保、感染拡大防止策等)の主体
	・関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策の総合調整・推進
	・緊急事態宣言時には、法に定める緊急事態措置(外出自粛、施設使用制限等)を実施
市	・地域住民に対するワクチンの接種、要援護者等への生活支援等
	・県や近隣市町村と緊密に連携して対策を実施
医療機関	・院内感染防止対策や医療資器材の確保、診療継続計画の策定等 ・発生時は診療継続計画等に基づき、医療を提供
指定 (地方) 公共機関	・医療体制や生活・経済の安定維持に関わる医療機関、事業者等(日銀、放送、電信電話、運輸、医師会等、製薬会社、電気ガス会社等) ・新型インフルエンザ等発生時に、法に基づき新型インフルエンザ等対策(医療提供・社会機能維持等)を実施
登録事業者	・発生に備えた感染予防対策の実施、重要業務の事業継続の準備
	・新型インフルエンザ等発生時に、活動の継続に努める
一般事業者	・職場における感染予防策の実施、重要業務の重点化の準備
	・新型インフルエンザ等発生時に一部の事業を縮小
	・多数の者が集まる事業を行う場合、感染防止措置の徹底
市民	・新型インフルエンザ等発生前及び発生時の行動等の知識の習得
	・マスク・咳エチケット等個人レベルの感染予防対策の実践、食料品・生活必需品の備蓄等
	・新型インフルエンザ等発生時に、状況や対策等の正しい情報を得て、感染拡大を抑える個人レベルの対策を実施

## 8. 行動計画の主要6項目

本行動計画は、その目標と活動を、政府及び県の行動計画に準拠しながら、以下の6つの分野に分けて示している。各分野に含まれる内容は、(1) 実施体制、(2) 情報収集、(3) 情報提供・共有、(4) 予防・まん延防止、(5) 保健・医療体制の整備、(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保である。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生する前においては、「天理市新型インフルエンザ対策委員会」を開催し、県等と連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討し、事前の準備の進捗を確認する等、発生時に備えた準備を進めていく。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、速やかに、市対策本部を設置し、政府対策本部が示す基本対処方針をもとに市の対策を決定する。また、必要に応じて、社会対応や医療対応対策をするため、市対策本部に部会の準備をする。

各部局は、相互に連携を図りつつ、行動計画を実施するために必要な措置を講ずる。また、各部局で業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても重要業務を継続する体制を整える。さらに、所管する分野の関係機関、関係団体との情報交換や連携を強化する。

### (2) 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、サーベイランスにより新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。このため、国及び県が実施する各種サーベイランスに市として協力をする。

### (3) 情報提供・共有

ア 目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階や分野において、それぞれの間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

新型インフルエンザ等対策は、市のみならず、国、県、事業者、地域、天理教、学校、NPO、関係機関等が連携して取り組むことが重要であることから、こうした関係機関、団体等に対して可能な限り、情報提供に努める。

#### イ 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者などにも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページやソーシャルネットワークサービス等の活用を行う。

#### ウ 発生前における市民等への情報提供

発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、新型インフルエンザ等対策に関して周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生したときに市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童生徒等に対しては、学校等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係機関等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが重要である。

#### エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してそのように判断されたのか等）や対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者の人権にも配慮して迅

速かつわかりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供にあたっては、媒体の中でもテレビ・新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、風評被害を考慮した対応も必要である。

#### オ 情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。対策本部の広報担当部署を中心とし、定期的な情報発信とともに適時適切に情報提供できるようにする。

また、コミュニケーションは双方向性であることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に抑えることを目的とする。

#### イ 主なまん延防止策

市は、県が行うまん延防止措置がスムーズにかつ有効的に行えるように協力を行う。また、市民には、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染予防対策を実践するように促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態に県が行う、不要不急の外出自粛要請に協力する。

地域対策・職場対策については、市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染防止対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている対策を、より強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が行う施設の使用制限の要請等に協力する。

観光旅行者の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努める。

各種対策の推進に当たっては、風評被害の発生に十分留意する。

## ウ 予防接種

### (ア) ワクチン

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

### (イ) 特定接種

#### (イ) - 1 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国の対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、以下のとおりである。

- ・「医療の提供業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

この基本的考え方を踏まえ、政府行動計画では、特定接種を実施するにあたっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者等を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされている。

ただし、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他関連事項を決定することとされている。

#### (イ) - 2 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、市を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるように未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となっている。

#### (ウ) 住民接種

##### (ウ) - 1 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言がなされた場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言がなされていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が想定されるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条第 2 項）と、わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ、国において決定される。

考え方	疾患の特徴	重症化しやすい順序 (仮定)	優先順位
重症化・死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者 > 成人・若年者 > 小児 > 高齢者	①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

え方	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者	①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
	小児に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者	②小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	成人・若年者＞高齢者	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	高齢者＞成人・若年者	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

（「奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画」より抜粋）

○医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（例）基礎疾患を有する者、妊婦等

○小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

○成人・若年者

○高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

#### （ウ）－２ 住民接種の体制

住民に対する予防接種については、市を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、早期に接種体制の構築を図る。

## (エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針諮問委員会の意見を参考に政府対策本部において総合的に判断・決定されるため、各機関においては、接種体制、接種対象者、接種順位等、国からの指示の下に実施する。

## (5) 保健・医療体制整備

〈 以下は、県の行動計画の基本的方針 〉

### ア 基本的な考え方

(ア) 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

(イ) 地域の医療体制の整備にあたっては、指定地方公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

(ウ) 県内感染期には、一般の医療機関においても新型インフルエンザ等患者に対する医療の提供を行うことから、医療機関に対し、感染症に関する研修を行うなど人材育成に努めるとともに、医療機関に対して院内感染防止対策について情報提供を行う等、受入体制の充実を図る必要がある。

### イ 発生前における医療体制の整備

県が行う医療体制の整備について市は、保健所等と連携し、地区医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策委員会を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備が出来るように協力を行う。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

- (ア) 県内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効であるという考えに基づき、病原性が低いことが判明しない限り、原則として感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者を感染症指定医療機関等に入院させる。
- (イ) 新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。
- (ウ) 県及び保健所設置市は、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、帰国者・接触者外来等の医療体制について情報提供を行う。
- (エ) 新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者と、それ以外の疾患の患者の接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- (オ) 帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が診られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替える。
- (カ) 患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。なお、重度の肺炎や呼吸機能の低下を認める高度な医療が必要な重症患者については、協力医療機関で受け入れる体制を確保する。また在宅療養支援体制を整備することも重要である。
- (キ) 医療体制の整備には医療機関等との迅速な情報共有が必須であることから、県立医科大学、県立病院、公立病院、県医師会、県病院協会等の関係機関のネットワークを活用することが重要である。

県行動計画に基づく対策の中で、既存の医療施設の対応能力を超えるよ

うな事態においては、市は関係機関と連携し、県が行う臨時の医療施設の設置や、災害医療に準じた体制の確保に協力をする。

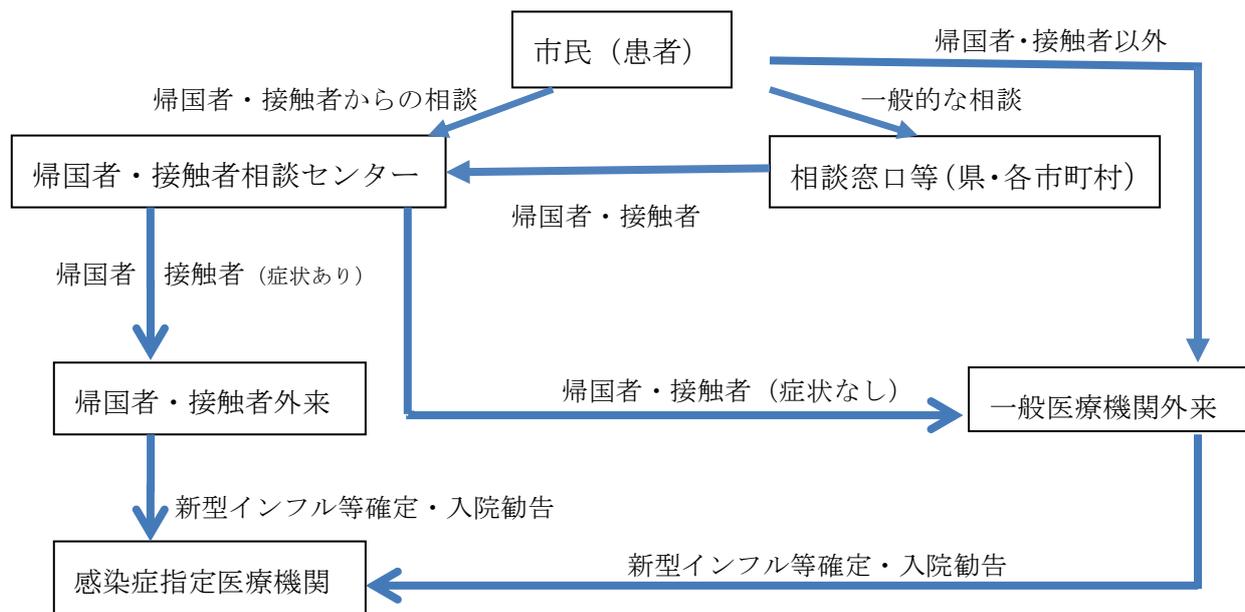
#### エ 抗インフルエンザ薬等

県では、県内の備蓄状況や流通状況等を勘案し、県民の45%に相当する量を目標にして抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。これを踏まえ、市においては、地域薬剤師会等と連携しながら、診療等に必要な抗インフルエンザ薬等の確保に協力を行う。

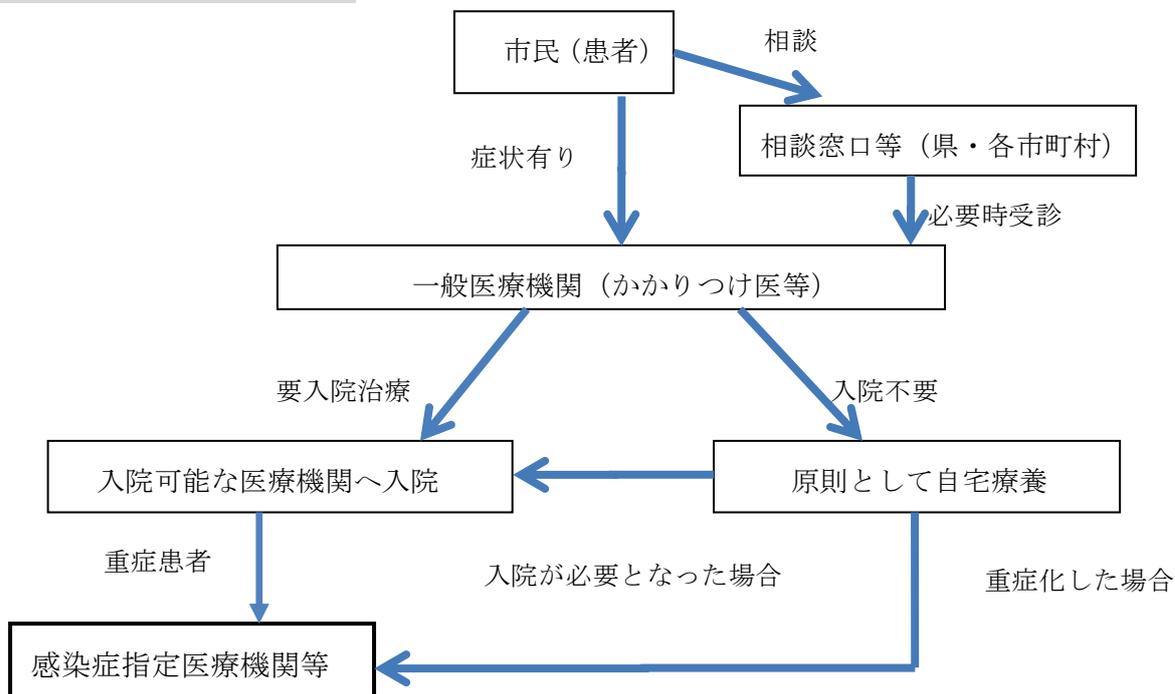
#### <発生段階ごとの医療体制>

(「奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画」より抜粋)

#### 医療体制<海外発生～国内発生早期>



## 医療体制＜県内感染期＞



- ・ここでいう「一般医療機関」とは、内科・小児科等季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関を指す。
- ・海外発生～県内発生早期において、帰国者や接触者であっても、帰国者・接触者相談センターを通さず受診する方もおり、一般医療機関においても院内感染防止対策を要する。
- ・県内感染期には、帰国者・接触者外来は廃止し、原則、全ての医療機関において診療を行う。また、入院勧告も原則行わない（患者入院による感染拡大防止等が望めないため）

### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続くと予測されている。また、本人や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤する事態も予想され、社会・経済活動の大幅な縮小、停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足も危惧される。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民の生活及び経済への影響を最小限とできるよう、市、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者や市民にお

いても事前の準備を行うことが重要である。

対策の例		概要
市民への呼びかけ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人レベルの対策（咳エチケット・手洗い・うがい等）等基本的な感染予防策</li> <li>・自ら患者になった場合の基本的行動等の理解促進</li> </ul>
患者・濃厚接触者への対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国者・接触者外来の診療</li> <li>・患者の感染症指定医療機関への入院</li> <li>・濃厚接触者への外出自粛要請、健康観察</li> <li>・濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与</li> <li>・基礎疾患を有する者や多数が居住する施設等への感染予防強化</li> </ul>
県からの要請 活動の縮小等	学校・保育施設	・学級閉鎖・臨時休校・入学試験の延期等
	集会・興業施設	・施設の利用制限、活動の自粛等
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場における感染予防策、従業員の健康管理の徹底</li> <li>・事業継続に不可欠な重要業務以外の業務縮小</li> </ul>
	公共交通機関等	・利用者へのマスク着用励行の呼びかけ等
水際対策		・検疫所等と連携した入国者に対する健康監視、渡航予定者への情報提供等
特定接種・住民接種		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、社会機能維持に係る事業者等へのプレパンデミックワクチンの先行接種</li> <li>・住民に対する速やかな予防接種実施に向けた体制の構築</li> </ul>

（「奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画」より抜粋）

＜指定地方公共機関、登録事業者等の対応例＞						
	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
指定地方公共機関	業務計画の策定・見直し					
		職場での感染拡大防止策の徹底・従業員の健康監視等				
			重要業務を継続(業務計画等の履行)			
			緊急事態宣言時の措置を実施 (医療の提供、ライフラインの維持、物資の運送等)			
		特定接種	パンデミックワクチンの先行接種		特定接種	
登録事業者	事業継続計画の策定・見直し					
		職場での感染拡大防止策の徹底・従業員の健康監視等				
			県民生活・経済の安定に関する業務を継続			
一般事業者	重要業務の重点化に向けた準備			不要不急の業務の一部縮小		
		職場での感染拡大防止策の徹底・従業員の健康監視等				
			多数の者が集まる施設での感染予防策の徹底 利用制限等 (特措法第24条第9項、第45条第3項の実施)			

(「奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画」より抜粋)

### Ⅲ章 各段階における対策

#### 1. 未発生期

予想される状況	・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態
対策の目的	① 発生に備えて体制の整備を行う。 ② 国際的な情報を踏まえ、国や県との連携のもとに、発生の早期確認に努める。
対策の考え方	新型インフルエンザ等はいつ発生するかわからないことから、平素からの警戒を怠らず、本行動計画を踏まえ国・県との連携を図り、事前の準備を推進する。

#### 対策項目

##### 1. 実施体制

###### (1) 行動計画等の作成・見直し

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて新型インフルエンザ等対策委員会を開催し、各計画を見直していく。

###### (2) 体制整備及び国・県等との連携強化

市は、国・県・他の市町村、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

##### 2. 情報収集

###### (1) 新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

###### (2) 市は、県が実施する学校等におけるインフルエンザ様症状の欠席者の状況の調査に協力する。

### 3. 情報提供・共有

#### (1) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策について、具体的に市広報紙、ホームページ等の広報媒体を使って啓発をする。

また、県や関係機関等との双方向の情報共有を強化する。

#### (2) 体制整備等

ア 全ての市民に計画的に情報提供できる体制整備を行う。

イ 常に情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時に、市民の相談に応じるために新型インフルエンザ等の相談窓口の設置準備をする。

### 4. 予防・まん延防止

#### (1) 個人における対策の普及

感染予防のために市民に対し、マスクの着用・咳エチケット・手洗いうがい・人ごみを避ける等の基本的な感染予防対策や感染予防知識についての普及を図る。

#### (2) 地域における対策の普及

学校、施設、職場等において、季節性インフルエンザ感染対策とともに、新型インフルエンザ対策等の周知を図るための準備を行う。

#### (3) 予防接種体制の準備

##### ア 事業者登録への協力

国が事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。

##### イ 特定接種

国・県の要請に基づき、特定接種の対象となり得る職員・登録事業者等に対し集団接種を原則として、予防接種体制の準備をする。

##### ウ 住民接種

(ア) 特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づき市民に

- 対し、速やかにワクチンを接種できるための体制の構築を図る。
- (イ) 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、市以外の市町村における予防接種を可能にするよう努める。
  - (ウ) 速やかに接種ができるように、医師会、事業者、学校関係者等と協定し、接種に携わる医療従事者の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等接種の具体的な実施方法について準備を進める。

## 5. 保健・医療体制の整備

### (1) 医療体制整備

- ア 国や県の要請に対し、発生段階に応じた対策に適宜協力をする。
- イ 発生時に備え、「天理市新型インフルエンザ等対策委員会」において、医療体制についての協議・確認を行う。
- ウ 県の要請に基づき、一般の医療機関においても院内感染防止対策を推進しつつ、診療継続計画の準備を進めるように促す。

### (2) 対策物品の準備

- 市職員が稼働する際に必要な対策物品(防護服等)の備蓄状況及び劣化の確認を行う。

## 6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (1) 業務計画等の策定

- 市は、指定(地方)公共機関が業務計画を策定するにあたっては、必要に応じて連携し、それぞれの業務計画を策定したときは、それを受領し確認する。

市は、必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画を策定する。

### (2) 高齢者・障がい者等の要援護者への支援

- 自治会、民生委員、介護サービス事業者等と連携し、県内感染期における要援護者への生活支援(見守り、相談等)の対応について協

議する。

(3) 火葬能力等の把握

市は国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う。

(4) 食料品、生活必需品等の確保

市民に対し、食料品や生活物資の備蓄の呼びかけを行う。

## ２． 海外発生期

予想される状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li><li>・国内では発生していない状態</li><li>・海外においては発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している等様々な状態</li></ul>
対策の目的	<ol style="list-style-type: none"><li>① 国内外の状況を注視しつつ、市内発生が遅延と早期発見に努める。</li><li>② 市内発生に備えて体制の整備を行う。</li></ol>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li><li>・対策の判断に役立てるために、県と十分な連携を行い、国内外の発生状況等に関する積極的な情報収集を行う。</li><li>・国内発生に備え的確な情報提供を行い、市民への感染防止に対する準備を進める。</li></ul>

### 対策項目

#### １． 実施体制

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに「新型インフルエンザ等対策委員会」を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、市の初動対処方針について確認し、必要な対策を講じる。また、その協議の結果を受け必要に応じ、市の庁内職員で構成する「新型インフルエンザ等連絡調整会議」を開催する。ただし、政府対策本部が設置された場合、速やかに、「市対策本部」を設置し、政府対策本部が示す基本対処方針をもとに市の対策を決定する。

## 2. 情報収集

- (1) 県等と連携して新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報収集を積極的に行う。
- (2) 市は、引き続き、県が実施する学校等におけるインフルエンザ様症状の欠席者の調査に協力する。

## 3. 情報提供・共有

### (1) 情報提供・共有

県等との双方向の情報共有を強化する。そして、市民に対し、海外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、新聞などのマスメディアの活用を基本としつつ、市の広報紙・ホームページ等複数の媒体、機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムに情報提供し、注意喚起を行う。

### (2) 予防物品などの備蓄要請の啓発

市内発生に備えて、予防物品等の備蓄について市民への啓発を行う。

### (3) 新型インフルエンザ等相談窓口の設置

県等が発信する情報や、国が作成した Q&A 等を活用し、市民から一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。

## 4. 予防・まん延防止

### (1) 国内でのまん延防止

国内での蔓延防止に向けて、県や天理教等と情報を共有・連携して広く周知する。

### (2) 予防接種

#### ア 予防接種体制の構築

国や県と連携して、ワクチンの流通に関する情報を収集しながら、予防接種体制を構築する。

#### イ 接種体制

##### (ア) 特定接種

県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について情報収集を行う。

国や県等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、地方公務員の対象者に対し、集団的な接種を行うことを基本に、医師会の協力を得ながら、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### (イ) 住民接種

国や県と連携して、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。

国の要請を受けて、全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本とし、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

#### ウ 情報提供

ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった国からの具体的な情報について、関係機関等に対し積極的に情報提供を行う。

### 5. 保健・医療体制の整備

#### (1) 帰国者・接触者相談センターの紹介

ア 新型インフルエンザが疑われる帰国者へ、直ちに帰国者・接触者相談センターに相談するように勧める。

イ 天理教等と連携をし、感染者の早期発見に努める。

#### (2) 医療機関への情報提供

国や県からの情報を速やかに提供しながら、医師会等医療機関と連携をする。

#### (3) 医療機関以外で医療を提供する公共施設の確保

医療機関以外で医療を提供する公共施設の確保に向けて検討をする。

## 6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (1) 事業の継続

- ア 天理市事業継続計画に基づき、事業継続に向けた準備を行う。
- イ 各部署、事業者に対し、感染状況等の把握と職場での感染防止策の準備を行うよう依頼する。

### (2) 流行時の要員の確保

国や県が行う登録事業者に対する従業員の健康管理の徹底、職場における感染防止対策準備の要請において、適宜協力をする。

### (3) 食料品、生活必需品等の確保

- ア 市民に広く、流行時の外出自粛に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するように呼びかける。
- イ 在宅の高齢者、障がい者等の要援護者に、2週間程度の生活必需品等の備蓄が必要であることを周知し、勧奨する。

### (4) 高齢者・障がい者等の要援護者への支援

- ア 介護サービス事業者等に向けて事業継続計画の確認を依頼する。
- イ 自治会、民生委員、介護サービス事業者等と連携し、県内感染期における要援護者への生活支援（見守り、相談等）の対応について協議し準備を進める。

### (5) 遺体の火葬・安置の準備

国や県と連携し、火葬場の能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置出来る施設等の確保ができるように準備を行い、併せて、遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。

### 3. 県内未発生期（国内発生早期）

予想される状況	国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生しておらず、かつ全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
対策の目的	① 市内発生の遅延と早期発見に努める。 ② 市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	・市内の発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 ・国内発生、流行拡大に伴って、国及び県が定める方針について必要な対策を行う。 ・県内未発生であっても、新型インフルエンザ等緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染防止策等をとる。

#### 対策項目

##### 1. 実施体制

政府対策本部が設置された場合は、速やかに「市対策本部」を設置する。

県対策本部と連携して対応し、情報共有を行い、県内未発生期(国内発生早期)における対策を検討する。

また、緊急事態宣言がなされた場合、特措法に基づき速やかに「市対策本部」を設置し、基本的対処方針に基づき、対応措置について検討し、措置を行う。

##### 2. 情報収集

(1) 県と連携して、新型インフルエンザ等の対策に関する国内外の情報収集を、積極的に行う。

(2) 市は、引き続き、県が実施する学校等におけるインフルエンザ様症状の欠席者の調査に協力する。

### 3. 情報提供・共有

#### (1) 情報提供・共有

ア 県等との双方向の情報共有を強化しながら、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にする。また、市民に対して国内外での発生状況、市内発生した場合に必要な感染予防対策等を、新聞などのマスメディアの活用を基本としつつ、市の広報紙・ホームページ等の複数の媒体、機関を活用し、詳細にわかりやすく、できるだけ速やかに情報提供し、注意喚起を行う。

イ 学校・保育施設・福祉施設・事業所等へ、基本的な感染予防対策や感染対策についての情報を適切に提供するとともに、注意喚起を行う。

ウ 高齢者・障がい者等の要援護者へ新型インフルエンザ等の的確な情報提供をする。

#### (2) 予防物品等の備蓄要請

予防物品等の備蓄について市民へ啓発を強化する。

#### (3) 新型インフルエンザ等相談窓口設置

引き続き、県等が発信する情報や、国が作成したQ&A等を活用し、市民からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。また、必要に応じて体制を充実、強化する。

### 4. 予防・まん延防止

#### (1) まん延防止対策の準備

ア 市民・福祉施設・事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等、基本的感染防止対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を促す。

イ 公共交通機関等の利用者に対し、マスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるように依頼する。

ウ 病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう呼びかける。

## (2) 予防接種

### ア 特定接種

地方公務員に対する特定接種を強化する。

### イ 住民接種

国の基本的対処方針を踏まえ、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時予防接種を天理市予防接種計画に基づき、医師会の協力を得ながら、実施する。市立メディカルセンター・保健センター・学校や公民館等で予防接種の機会を確保する。

## (3) 緊急事態宣言時の措置

ア 生活の維持に必要な場合を除き、県が行う外出の自粛要請に協力する。

イ 県の要請があれば速やかに市が所管する学校・保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の実施を進める。

ウ 県が行う事業所等への新型インフルエンザ等に関する情報提供と感染予防対策の強化の要請に協力する。

エ 市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## 5. 保健・医療体制

### (1) 医療体制の整備

症例の疫学的な情報をもとに患者の早期発見と、院内感染防止対策に留意しながら診療業務を行うよう、医師会等医療機関と連携する。

### (2) 帰国者・接触者相談センターの紹介

ア 新型インフルエンザが疑われる帰国者へ、直ちに帰国者・接触者相談センターに相談するように勧める。

イ 天理教等と連携をし、感染者の早期発見とまん延防止に努める。

### (3) 医療機関への情報提供

医師会等と連携をしながら、国・県からの情報を医療機関に速やかに提供する。

(4) 抗インフルエンザウイルス薬等

診療等に必要な抗インフルエンザウイルス薬等の確保について、薬剤師会と連携を行う。

(5) 医療機関以外での医療を提供する公共施設の確保

医療機関以外での医療を提供する公共施設の確保を行う。

(6) 休日応急診療所の継続について医師会と協議する。

## 6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業の継続

ア 天理市業務継続計画に基づき、事業の継続を行う。

イ 各部署、事業者に対し、流行状況等の情報収集と職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うように依頼する。

(2) 食料品・生活必需品の確保

市民に対し、食料品や生活必需品の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

(3) 遺体の火葬・安置

火葬の適切な実施が出来るよう調整を行う。また引き続き、一時的な遺体安置場所の確保が出来るよう準備を行う。

(4) 緊急事態宣言時の措置

ア 高齢者・障がい者等要援護者への支援（介護等サービス提供の確保）

介護等サービス事業者の事業継続計画の確認を要請する。流行に備え、自治会、民生委員、介護サービス事業者等と連携しながら生活支援を行う。

イ 水の安定供給

水道事業者である市は、その行動計画又は業務計画で定めるところにより、新型インフルエンザ等の緊急事態において、水を安定的

かつ適切に供給するために、消毒その他衛生上の必要な措置を講ずる。

ウ 犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、警察等と連携し、注意喚起をする。

エ 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないよう、国や県と連携し調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の呼びかけを行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## 4. 県内発生早期

<p>予想される状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</li> <li>・ 国内では国内発生早期又は国内感染期にあることが予測されるが、患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態もあるなど地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
<p>対策の目的</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 市内での感染拡大を出来る限り抑える。</li> <li>② 患者に適切な医療を提供する。</li> <li>③ 感染拡大に備えた体制整備を行う。</li> </ol>
<p>対策の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる場合は、積極的な感染防止策をとる。</li> <li>・ 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、市民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>・ 市内感染期への移行に備えて体制整備を急ぐと共に、住民接種を早期に開始できるように準備を行い、できるだけ速やかに接種を実施する。</li> </ul>

### 対策項目

#### 1. 実施体制

政府対策本部が設置された場合は、速やかに「市対策本部」を設置すると共に、県の対策本部と連携して、県内発生早期における対策等を実行するとともに、感染拡大に備えた対応の検討を行う。

また、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに「市対策本部」を設置し変更された基本的対処方針に基づき、対応措置について検討し、措置を行う。

## 2. 情報収集

- (1) 国や県と連携して新型インフルエンザ等に関する国内外の情報の収集を継続的に行う。
- (2) 市は、引き続き、県が実施する学校等におけるインフルエンザ様症状の欠席者の調査に協力する。

## 3. 情報提供・共有

### (1) 情報提供・共有

県等との双方向の情報共有を強化する。そして、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を分かりやすく、出来る限り速やかに市民に情報提供をする。また、学校・保育施設・福祉施設・事業所等での感染拡大防止策について、情報を適宜提供する。

### (2) 相談窓口の強化

新型インフルエンザ等の相談に対応するため、県から配布された国のQ & Aをもとに、市民に情報提供をする。また、相談窓口の開設時間延長等充実・強化を行う。

## 4. 予防・まん延防止

### (1) まん延防止対策

ア 県内未発生期に準じ、対策を強化し継続する。

イ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等に、学校保健安全法に基づき臨時に学校の全部又は一部の休業を行うよう県が要請する場合は協力する。

### (2) 予防接種

#### ア 特定接種

地方公務員に対する特定接種を医師会の協力を得ながら速やかに進める。

#### イ 住民接種

国の基本的対処方針を踏まえ、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時予防接種を天理市予防接種計画に基づき、医師会の協力を得ながら、天理市立メディカルセンター・保健センター・学校や公

民館等で予防接種を進める。

(3) 緊急事態宣言時の措置

ア 県からの要請を受け、市民に対し、生活の維持に必要な場合を除き、期間を定めて不必要な外出の自粛や基本的な感染予防対策を徹底するよう依頼する。

イ 集会等の各種行事の自粛についての県からの要請に協力する。

ウ 県からの要請を受け、学校、保育施設、福祉施設・事業所等に対し、臨時休校、臨時休業、職員の就業制限を促す。

エ 市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種実施を強化する。

## 5. 保健・医療体制の整備

(1) 医療機関の体制整備

ア 院内感染防止対策

一般の医療機関においても新型インフルエンザ患者を診療する可能性があることから、院内感染防止対策の徹底を促す。

イ 市立医療機関における診療の実施

(2) 医療機関以外での医療を提供する公共施設の確保

医療機関以外での医療を提供する公共施設の確保及び運用の準備をする。

(3) 在宅患者への支援

関係機関の協力を得ながら、在宅で診療をする新型インフルエンザ等患者への支援（見回り・訪問看護・訪問診療・食事の提供・医療機関への搬送）や自宅で死亡した場合の対応に係る準備をする。

## 6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業の継続

各部署・事業者に対し、発生状況等に関する情報収集と職場における感染防止策の実施を呼びかける。

(2) 食料品・生活必需品の確保

引き続き、市民に対し食料品や生活必需品の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

(3) サービス安定供給のための支援

社会機能維持に関わる従事者のために、事業者へ流行時の要員の確保を促す。

(4) 高齢者・障がい者等の要援護者への支援（介護サービス等の提供の確保）

介護サービス事業者等の事業継続計画の確認を呼びかける。県内感染期に備え、自治会、民生委員、介護サービス事業者等と連携をしながら生活支援を行う。

(5) 遺体の火葬・安置

引き続き、火葬場及び一時的な遺体安置場所の確保・整備等の準備を進める。

(6) 緊急事態宣言時の措置

ア 事業の継続

各部署・事業者に対し、業務の継続又は自粛の準備を行うように依頼する。

イ 水の安定供給

水道事業者である市は、その行動計画又は業務計画で定めるところにより、新型インフルエンザ等の緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために、消毒その他衛生上の必要な措置を講ずる。

ウ 犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、警察等と連携し、注意喚起をする。

エ 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないよう、

国や県と連携し調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の呼びかけを行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## 5. 県内感染期

<p>予想される 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内において、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</li> <li>・国内では、地域によって状況が異なる可能性があるが、国内感染期にあたる。(国内感染期とは、国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいう。)</li> </ul>
<p>対策の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療体制を維持する。</li> <li>② 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>③ 市民生活・経済への影響を最小限に抑える。</li> </ul>
<p>対策の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大を止めることは困難な時期であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える時期である。ただし、天理市内の地域の状況に応じ、一部の感染拡大防止策は継続する。</li> <li>・状況に応じた医療体制や感染防止拡大策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う</li> <li>・欠勤者の増大が予想されるが、市民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。</li> <li>・できる限り速やかに住民接種を実施する。</li> </ul>

対策項目

### 1. 実施体制

- (1) 「市対策本部会議」を開催し、基本的対処方針及び市行動計画に基づく対策等を協議し、実行する。
- (2) 緊急事態宣言がなされた場合、市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。

## 2. 情報収集

- (1) 国・県からの新型インフルエンザ等に関する情報や、市民から寄せられる問い合わせ内容や関係機関から寄せられる情報を収集し、市民生活の状況把握を行う。
- (2) 市は、引き続き、県が実施する学校等におけるインフルエンザ様症状の欠席者の調査に協力する。

## 3. 情報提供・共有

### (1) 情報提供・共有

県等との双方向の情報共有を強化するとともに引き続き、市民一人ひとりが取るべき行動や、新型インフルエンザの基礎知識、感染防止対策や、感染が疑われた場合、患者となった場合の対応（医療機関受診の仕方等）について情報提供をする。

### (2) 相談窓口の強化

引き続き、新型インフルエンザ等の相談に対応するために、県から配布されたQ&Aを基に市民の相談に応じる。

また、相談増加に伴い、相談人員の増員や相談開設時間の延長等の対応を行う。

### (3) 受診に向けての情報提供

市民に対し、国・県の対応方針に基づき、適切な受診行動をとるよう協力依頼する。

## 4. 予防・まん延防止

### (1) 感染拡大防止策

ア 県内未発生期に準じたまん延防止対策を継続しつつより強化する。

イ 市民や天理教等に対し、集会等の各種行事の自粛を依頼する。

### (2) 予防接種体制

市は、県の要請があったときは、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

### (3) 緊急事態宣言時の措置

#### ア 臨時休校、臨時休業の要請、施設の使用制限

県からの要請を受け、学校保健安全法に基づき、臨時に、学校の全部または一部の休校等を行う。また、特措法第45条第2項に基づき、学校・保育所等に対し、期間を定めて施設の使用制限の呼びかけを行う。

#### イ 事業者への要請

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底を依頼する。

#### ウ 予防接種実施の強化

県からの要請に基づき、厚生労働大臣の指示する接種順位に従って、特措法第46条の規定及び予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。接種は、医師会の協力を得ながら、天理市立メディカルセンター・保健センター・各校区公民館等の場所で行う。

#### エ 市民への外出自粛要請

外出自粛要請が出されているときは、県からの要請を受け、市民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、不必要な外出の自粛を依頼する。

## 5. 保健・医療体制の整備

### (1) 医療体制整備

県から届く、診断・治療に資する情報を迅速に医療機関に提供する。県からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の患者治療を行わないとしている医療機関を除き、一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うように要請する。

### (2) 在宅療養者及び要援護者への支援

県からの要請に基づき、関係機関や関係団体の協力を得ながら、在宅で診療する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応

応を行う。

(3) 医療機関以外での医療を提供する公共施設の確保

特措法第48条第1項及び第2項に基づき、県内の医療機関での診療が増加し、医療機関が不足した場合において、国及び県の要請・指示のもとに、医療機関以外の場所において、臨時の医療施設を設置し医療を提供できるように、関係部署に協力要請を行う。

6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 市民等に対し、ゴミの排出抑制

通常のゴミの回収の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者にゴミの減量化を求める要請を行う。

(2) 食料品・生活必需品等の確保

市民に対し、食料品や生活必需品の購入にあたっての消費者としての、適切な行動を呼びかける。

(3) 高齢者・障がい者等の要援護者への支援

引き続き、県等の要請に応じ、関係団体や機関の協力を得ながら、要援護者等の生活支援（見回り、介護、食事の提供等）の対応を行う。

(4) 緊急事態宣言時の措置

ア 事業者への対応

県が行う各事業者等における事業継続の状況や、新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等の確認に協力する。

イ 水の安定供給

水道事業者である市は、その行動計画又は業務計画で定めるところにより、新型インフルエンザ等の緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために、消毒その他衛生上の必要な措置を講ずる。

ウ サービス水準に係る市民への呼びかけ

サービス供給不足が懸念される場合、関係部署において市内事業者のサービス提供水準の状況把握に努めるように協力を依頼する。また、市民に対しては、まん延時には介護保険や福祉支援サービス等の提供水準が、相当程度低下する可能性に理解と協力を呼びかける。

エ 食料品や生活物資の価格の安定等

県からの要請に協力し、市民生活安定のために、生活物資の価格高騰防止や、買占め・売惜しみが生じないように、調査・監視をすると共に、関係部署と連携して市内業者や市民へ協力を呼びかける。

オ 遺体の火葬、安置

火葬場に対し、可能な限り火葬炉を稼働出来るように協力を呼びかける。また、県からの要請に基づき、一時的に遺体を安置する施設を直ちに確保するように、関係機関に協力を依頼する。

市は、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難になり、国が緊急の必要性があると認めるときは、国・県が定める他の市町村長による埋葬または火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例に基づき対応をする。

カ 犯罪の予防及び取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、警察等と連携し、注意喚起をする。

## 6. 小康期

予想される状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</li><li>・ 大流行はいったん終息している状態</li></ul>
対策の目的	市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うと共に、第一波による社会・経済活動への影響から早期に回復を図る。</li><li>・ 第二波の影響の軽減に努める。</li></ul>

### 対策項目

#### 1. 実施体制

- (1) 政府の緊急事態解除宣言がなされた場合には、「市対策本部」を廃止する。ただし、市内における「新型インフルエンザ等連絡調整会議」において、経過の見守りを行う。
- (2) 市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、政府行動計画、ガイドラインを参考に市行動計画等の見直しを行う。

#### 2. 情報収集

- (1) 引き続き国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- (2) 市は、引き続き、県が実施する学校等におけるインフルエンザ様症状の欠席者の調査に協力する。

#### 3. 情報提供・共有

- (1) 第二波発生に備えての情報提供  
市民に利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- (2) 相談窓口の縮小  
県の要請に基づき、状況を見ながら相談窓口の体制を縮小する。

#### 4. 予防・まん延防止

##### (1) 予防接種

ア 流行の第二波に備え、医師会の協力を得ながら新臨時接種を実施する。

イ 緊急事態宣言がなされている場合は、医師会の協力を得ながら県  
の要請を受けて、特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種を進める。

##### (2) 事業所等へ第二波に備えた情報提供と備蓄要請

流行の第二波に備え、新型インフルエンザ等の感染予防対策の徹底と対策物品の備蓄を要請する。

#### 5. 保健・医療体制

第二波に備え、県からの医療体制などの支援の要請に適宜協力する。

#### 6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

##### (1) 市民・事業者への呼びかけ

市は、必要に応じ引き続き市民に対し食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、市内業者に対しても、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう呼びかける。

##### (2) 安定したライフラインや社会機能維持

第二波に備えつつ、従来の社会経済活動に戻れるよう支援する。

##### (3) 緊急事態宣言時の措置

国内、県内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた処置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を県と連携のうえ、縮小・中止する。

## 1. 用語解説

インフルエンザ	インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルス抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という。二つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA／ソ連型、A／香港型というのは、この亜型のことをいう。）
家きん	鶏、あひる、うずら等家畜として飼養されている鳥 なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。
感染症指定医療機関	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。</p> <p>*特定感染症指定医療機関：新感染症の所見があるもの又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院</p> <p>*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院</p> <p>*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院</p> <p>*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む）又は薬局</p>
感染症病床	病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

帰国者・接触者外来	<p>新型インフルエンザ等の発生源からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有するものに係る診療を行う外来</p> <p>都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等に患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。</p>
帰国者・接触者相談センター	<p>発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター</p>
抗インフルエンザウイルス薬	<p>インフルエンザウイルスの増殖を特異的に疎外することによって、インフルエンザ症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。</p>
個人防護具	<p>エアロゾル、飛沫などの暴露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等を言う。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。</p>
サーベイランス	<p>見張り、監視制度という意味。疾患に対して、様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すことを示すこともある。</p>
指定届け出機関	<p>感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。</p>
死亡率	<p>ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数</p>
人口呼吸器	<p>呼吸状態の悪化が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置</p>
新型インフルエンザ	<p>感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められる者を言うことされている。</p>

	<p>毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。</p>
<p>新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009</p>	<p>2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節型インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。</p>
<p>新感染症</p>	<p>新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものを言う。</p>
<p>積極的疫学調査</p>	<p>患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。</p>
<p>致命率（Case Fatality Rate）</p>	<p>流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合</p>
<p>トリアージ</p>	<p>災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。</p>
<p>鳥インフルエンザ</p>	<p>一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症ではあるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。</p>

濃厚接触者	新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
発病率（Attack Rate）	新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、個々では、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合
パンデミック	感染症の世界的大流行 特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
パンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性を持つウイルスをも基に製造されるワクチン
病原性	新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原性が宿主(人など)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原性の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現
プレパンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）
PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）	DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換したあとにPCRを行うRT-PCRが実施されている。

○感染症の定義及び類型

〔 一類感染症 〕 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症、{例 エボラ出血熱、ペスト等}

〔 二類感染症 〕 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危

険性が高い感染症 {例 急性灰白髄炎、ジフテリア}

[ 三類感染症 ] 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症 {例 腸管出血性大腸菌感染症 (O157) 等}

[ 四類感染症 ] 人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。{例 A型肝炎、狂犬病等}

[ 五類感染症 ] 国民の健康に影響を与える可能性がある感染症。{例 麻疹、梅毒等}

[ 六類感染症 ] 既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症

## 2 特定接種の対象となり得る業種・職務

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり設定した。

### (1) 特定接種の登録事業者

#### A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

		道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関		
--	--	---	--	--

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設(A-1に分類されるものを除く。指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定	財務省
空港管理者	B-2	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等	国土交通省

	B-3		発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資(特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。)の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省

道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等 発生時における国民へ の情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等 発生時における郵便の 確保	総務省
映像・音声・文 字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等 発生時における国民へ の情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 資金決済及び資金の円 滑な供給	金融省 内閣府 経済水産省 農林水産業 財務省 厚生労働省
河川管理・用水 供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 水道、工業用水の安定 的・適切な供給に必要 な水源及び送水施設の 管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 工業用水の安定的・適 切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 下水道の適切な運営	国土交通省

上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LP ガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省

各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LP ガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時における LP ガス、石油製品の供給	
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省

その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

## (2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する業務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁

各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分 1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在邦人支援	区分 1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分 1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分 1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
都道府県対策本部の事務	区分 1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
市町村対策本部の事務	区分 1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分 1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分 1	—
国会の運営	区分 1	—
地方議会の運営	区分 1	—
緊急の訂正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分 1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発布に関する業務	区分2	—
勾留請求、勾留状に執行指導等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件。事故等への対応及びそれらを未熟に防止するための船舶・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

（1）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理、用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務。